

地下水採取届出書の提出はお済みですか？

日南町地下水保全条例の制定により、既に地下水をお使いの方であっても、地下水を生活用水以外の目的で使用し、かつ、その井戸の口径が30mm以上あるという方は、「地下水採取届出書」の提出が必要となりました。

町では、地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止し、生活用水として地下水を使用しておられる町民のみなさまの快適な生活環境を保全していくため、平成23年12月「地下水保全条例」を制定しました。この条例に定める地下水の採取に係る届出書・許可申請書を怠った場合などには、3万円の罰金、町の地下水採取の停止命令に背いた場合などには10万円の罰金を科すという罰則規定も定めました。

良質な地下資源の保全に向け、町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



制度の概要

1. 適用が除外される方

地下水採取の目的が日常の生活用水だけに限られる方は適用除外となります。農業用水としてお使いの場合には、届出書等の提出が必要になりますが、[家庭菜園用など、自家消費用の農林産物の生産のみにお使いの場合には、生活用水とみなします。](#)

2. 地下水採取許可申請書の提出が必要な方

生活用以外の目的で井戸の設置を計画された方で、その吐出管の口径の断面積（吐出管が2以上あるときは、その断面積の合計）が6cm²（[口径30mm以上](#)）を超える場合

→ 申請書受理後、60日以内に許可・不許可を通知

3. 地下水採取届出書の提出が必要な方

①生活用以外の目的で井戸の設置を計画された方で、その吐出管の口径の断面積（吐出管が2以上あるときは、その断面積の合計）が6cm²以下の場合

②既に、生活用以外の目的で井戸を使用しておられる方で、その吐出管の口径の断面積（吐出管が2以上あるときは、その断面積の合計）が6cm²以上の場合

4. 井戸完成届出書の提出

地下水採取の許可を受けた方は、井戸が完成した日から15日以内に、井戸完成届出書を提出し、その検査を受けていただかなければなりません。

5. 水量測定器の設置と地下水採取量の報告

①上記の3の②項に該当される方は、[水量測定器を平成24年12月19日までに設置し](#)、以降、毎年度の4月末日までに毎月の地下水採取量をご報告ください。

②生活用以外の目的で、新たに井戸を設置される方は、水量測定器の付設が必須です。井戸完成届出書で水量測定器設置の有無と種類を報告、以降、毎年度の4月末日までに毎月の地下水採取量をご報告ください。

（お問い合わせ先・環境エネルギー課 TEL 82-1717）

町内地下水採取に係る許可申請・届出の処理手順(改訂版)

平成23年12月20日～

○これから地下水の採取を計画している
○既設の井戸の改修を計画している

○平成23年12月20日現在で、地下水を使用している

はい ↓ ※「はい」という方だけ、以下の設問へ ↓ はい

○地下水採取の目的が**生活用水**だけに限られる

○地下水採取の目的が**生活用水**だけに限られる

いいえ

いいえ

はい

はい

○地下水の採取を予定している井戸の吐出口の断面積(吐出口が2以上ある場合は、その断面積の合計)が**6cm²**を超える(口径30mm以上)

○申請・届出等の手続きは**一切不要**です

いいえ

○地下水を採取している井戸の吐出口の断面積(吐出口が2以上ある場合は、その断面積の合計)が**6cm²**を超える(口径30mm以上)

はい ↓

いいえ

はい

○町へ**地下水採取許可申請書**(様式第1号)を提出

○町へ**地下水採取届出書**(様式第5号)を提出(90日以内)

許可 ↓

不許可 ↓

【経過措置】

既に、生活用水以外の目的で、吐出口の断面積が6cm²を超える井戸を使って地下水を採取しておられる方は、**平成24年3月18日までに地下水採取届出書を提出してください。**

○町から**地下水採取許可**(様式第2号)の通知(60日以内)

○町から**地下水採取不許可**(様式第3号)の通知(60日以内)

○**水量測定器の設置**
○**水量測定器設置届**(様式第9号)の提出

○井戸の掘削工事
○水量測定器設置

○**井戸完成届出書**(様式第4号)及び**水量測定器設置届**(様式第9号)の提出(15日以内)

○町の立会い検査
○井戸の供用開始

※採取不許可通知書には、その理由を記載しています。不許可理由を改善して、再申請してください。

【経過措置】

既に、生活用水以外の目的で、吐出口の断面積が6cm²を超える井戸を使って地下水を採取しておられる方は、**平成24年12月19日までに水量測定器を設置してください。**

○**地下水採取量報告書**(様式第10号)の提出…前年度の地下水採取量を翌年の4月末日までに

【その他の届出】

1. 地下水採取変更届(様式第6号)…許可申請書の内容に変更があった場合
2. 地下水採取者地位承継届出書(様式第7号)…許可施設の譲渡、賃貸が発生した場合
3. 井戸廃止届出書(様式第8号)…井戸施設を廃止した場合(30日以内)